

(収支内訳書作成前にまとめておくとう便利です)

### 農業所得整理表の書き方(各項目を集計するために必要なもの) 奥州市

(※1) ⑩ 減価償却費、㊸ 動力光熱費 は、裏面を利用して算出してください

(※2) ㊹ 営農組合(雑費) は、項目ごとに振り分けせず、営農組合損益分配表等にある支出合計額を記載してください

科目	合計	区分	品名	数量	金額		備考	
					農協出荷分	農協以外分		
① 販売金額		田畑	米		農協が発行する「米関係所得計算に係る証明書」などの販売数量、販売金額		農協以外分には市場、産直、直接販売等の合計を記入してください。	
			野菜		農協が発行する「農業所得(園芸)収支計算書」などの販売数量、販売金額			
			果樹		農協が発行する「農業所得(園芸)収支計算書」などの販売数量、販売金額			
			その他		売却価格を証明できる書類などの販売数量、販売金額			
		畜産		牛など 110万円以上 (税込) / 頭		「肉用牛売却証明書」などの売却頭数、売却価格(税込)		
			牛など 110万円未満 (税込) / 頭		「肉用牛売却証明書」などの売却頭数、売却価格(税込)			
② 事業事消費費	合計		品名	数量	1kg当り単価	金額 (数量×単価)	備考	
	円	米(玄米・もみ)	袋		備考(右欄)のとおり		1kg当り単価は、販売金額と販売数量から算出します。	
		野菜	kg		備考(右欄)のとおり		米について販売がない場合は10万円/10アールで計算	
		その他	kg		備考(右欄)のとおり		米について販売がない場合は、市で設定した単価(199円/kg)で計算します。	
③ 雑収入	合計		<p>証明書内の今年産くず米販売金額や、前年産米精算、くず米概算金、精算金などが該当します</p>					
円	前年精算米等	農協が発行する「米関係所得計算に係る証明書」の雑収入						
	多面的機能支払交付金	組織が発行する「支払報告書」の申告収入額合計						
	中山間地域等直接支払交付金	各集落が発行する「支払報告書」の申告収入額合計						
	営農組合分	組合が発行する「営農組合損益分配表」の収入合計額						
	経営所得安定対策交付金	「経営所得安定対策交付金交付決定通知書」の交付額						
	農作業受託料	領収書控等の収入金額が確認できる書類						
	補助金・助成金等	助成金額を確認できる書類などの合計						
その他	収入金額を確認できる書類などの合計							
電柱敷地料、農地の貸付による収入(小作料等)は、不動産所得として申告してください。								
①+④+②+③	円	免税収入按分率の計算				免税牛収入額	=	%
						農業総収入額		
備考 小数点第2位未満切捨て								

科目	合計	田畑分	牛分
⑩ 減価償却費(※1)	※整理表裏面を利用して算出してください 農業用の機械・車両等購入費の「販売証明書」など		
㊸ 牛馬果樹償却費	※使用期間が1年以上で10万円以上のものが対象(10万円未満のものは農具費へ算入)		
⑪ 貸倒金	損失額を証明できるものの合計		
⑫ 利子割引料	農業資金借入に関する支払利息額を証明できるものの合計		
⑬ 租税公課	農協賦課金、部会費、農業で使用している車両の軽自動車税、土地の固定資産税等の支払分が確認できる「領収書(または口座振替納付済通知書)」などの合計 ※固定資産税は農業関連資産分のみ経費計上できます。計算するためには「固定資産税課税明細書」が必要です。計算方法は裏面をご覧ください。		
㊹ 種苗費	種籾、床土、苗代等の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
⑭ 素畜費	種付料や牛取得費等の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
⑮ 肥料費	肥料の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
⑯ 飼料費	飼料の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
⑰ 農具費	支払分が確認できる「領収書」などの合計 ※使用可能期間が1年未満か購入費が10万円未満の農具が対象		
⑱ 農業衛生費	田畑で使用した農業購入費、家畜の予防接種、医療費、削蹄代等の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
⑲ 諸材料費	ビニール等の諸材料の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
㊺ 修繕費	農業用機械・車両等の修理費の「領収書」などの合計		
㊻ 動力光熱費(※1)	※整理表裏面を利用して算出してください 農業に使用した水道料、電気料、ガソリン代等の「領収書」などの合計		
㊼ 作業用衣料費	作業着、軍手、長靴等の支払分が確認できる「領収書」などの合計		
㊽ 農業共済掛金	水稻、家畜等にかかる共済掛け金の支払分が確認できる「領収書」などの合計(建物共済は居宅分を除く)		
㊾ 荷造運賃手数料	農業所得(園芸)収支計算書、青果年間お取引明細書、生畜販売精算書等の出荷に係る支払分が確認できる書類などの合計		
㊿ 土地改良費	改良区が発行する賦課金の「領収書」などの合計(または口座振替納付済通知書)		
㊻ 車両費	農業用機械・車両等にかかった車検、任意保険、自賠責の「領収書」などの合計		
㊼ 各種負担金	農業に係る各種負担金等の支払いがわかる「領収書」などの合計		
㊽ 中山間(雑費)	各集落が発行する「支払報告書」の申告支出額合計		
㊾ 営農組合(雑費)(※2)	組合が発行する「営農組合損益分配表」の経費合計額		
㊿ 雑費	農業関連雑費の「領収書」などの合計 ※上記科目のどれにも当てはまらない経費(消耗品など)が該当します		
⑬ 小計(㊻~㊿)	⑬ 租税公課~㊿ 雑費の合計金額		
⑭ 経費計(⑧~⑫+⑬)	⑧ 雇人費用~⑫ 利子割引料+⑬ 小計の合計金額		

中山間や営農組合は、収入、経費を両方忘れず記載します。※営農組合の収入及び経費は各項目ごとの記載ではなく、合計額を記載してください。

牛分の経費を免税収入按分する場合は事前に按分率(免税牛収入 ÷ 農業総収入)を算出してください

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合の経費は「牛分」に記入し、そのうち、収入按分するものについては、金額を丸印で囲ってください

### ⑩減価償却費の計算 (牛馬果樹償却費)

**償却費(必要経費参入額)の計算式**  
 「基礎金額(A)×償却率(B)×償却期間(C)×事業割合(D)」  
 ※償却開始年、廃棄・売却年以外の償却期間は12/12とします

**注意事項**  
 1) 減価償却資産は、取得価額が10万円以上で農業用に使用されているものに限り  
 2) 取得年月に関わらず、平成21年1月以後の償却費は、新耐用年数により計算  
 3) 農業用の機械及び装置等の耐用年数は、一律、7年です  
 4) 減価償却の最終年に1円(備忘価格)まで償却します

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価額	償却の基礎になる金額	耐用年数	償却率(=1/耐用年数)	償却期間	事業割合(%)	償却費(必要経費算入額) =(A)×(B)×(C)×(D)	期首未償却残高	未償却残高 ※(E)は事業割合を乗ずる前
【記載例】(既取得分) トラクター	R2.1	4,000,000	4,000,000	7	0.143	12/12	100%	4,000,000円×0.143×12/12×100% =572,000円	2,284,000	1,712,000
【記載例】(新規取得分) トラクター	R5.4	4,000,000	4,000,000	7	0.143	9/12	100%	4,000,000円×0.143×9/12×100% =429,000円	4,000,000	3,571,000
【記載例】(新規取得分) 田植機	R5.3	1,500,000	1,500,000	7	0.143	10/12	100%	1,500,000円×0.143×10/12×100% =178,750円	1,500,000	1,321,250
【記載例】(新規取得分) 軽トラック(事業割合50%)	R5.11	1,500,000	1,500,000	4	0.250	2/12	50%	1,500,000円×0.250×2/12×50% =31,250円	1,500,000	1,437,500
【記載例】(一括償却分) 草刈機	R5.6	180,000	180,000	-	1/3	-	100%	180,000円×1/3×100% =60,000円	180,000	120,000
【記載例】(新規取得分) 繁殖牛 ※牛馬果樹償却費	R5.7	400,000	400,000	6	0.167	6/12	100%	400,000円×0.167×6/12×100% =33,400円	400,000	366,600

【参考】平成20年12月31日までに取得した資産の償却費の計算方法

取得時期	基礎金額(A)	耐用年数	償却率(B)	償却期間(C)	事業割合(D)	特別な取り扱い	備忘価額
①平成19年3月31日以前取得分	取得価格×90%	新耐用年数を使用する	1/耐用年数(小数点以下第4位を切り捨て)	・償却開始年は開始月からの期間 ・廃棄(売却)年は廃棄(売却)の前の月までの期間	農業に要した割合(生活用3割なら事業割合70%)	取得価格の95%まで償却し、その翌年以降5年間で取得価格の1%ずつ償却する。	1円まで償却する
②平成19年4月1日以後取得分	取得価格と同額	※期首未償却残高を算出する際は、平成20年12月までは旧耐用年数を使用することに注意	1/耐用年数(小数点以下第4位を切り上げ)			なし	

※期首未償却残高によっては、耐用年数を経過する前に1円(または取得費の95%)まで償却する場合があります。

### ⑪動力光熱費の計算

月	水道料			電気料(動力)			ガソリン代			軽油代			その他( )		
	支払金額(A)	事業割合(B)	必要経費A×B	支払金額(A)	事業割合(B)	必要経費A×B	支払金額(A)	事業割合(B)	必要経費A×B	支払金額(A)	事業割合(B)	必要経費A×B	支払金額(A)	事業割合(B)	必要経費A×B
1月															
2月															
3月															
4月															
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
合計															

※水道料、電気料(動力)、ガソリン代、軽油代などの動力光熱水費の合計を種類別にまとめます。事業割合がある場合は必ず事業割合分

※事業割合とは、農業に要した割合をいいます。農業以外にも使用している資産、経費は、必ず事業割合を算出し、経費計上してください。

⑪動力光熱費合計	
	円
(うち田畑分)	円
(うち牛分)	円

## 農業所得の集計をする際に注意していただきたいこと

令和6年1月 奥州市

- 多面的機能支払交付金は、農業を行っている方は「農業の雑収入」、行っていない方は「給与収入」扱いとなります。なお、支払報告書に「(請負等申告用)」の記載がある場合で、農業を行っていない方は「事業所得(営業所得)又は雑所得」扱いとなります。
- 経費に関する領収書などは、経費の区分(裏面参照)ごとにまとめて集計をしてください。
- 固定資産税は、田、畑、作業場等の農業関連資産分のみ経費計上できます。このため、固定資産税全額を経費とするのではなく、資産ごとの課税標準額が記載された「固定資産税課税明細書」から農業関連資産分を抽出して計算してください。計算方法は、以下のとおりです。  
 (田・畑・作業場等農業関連資産の課税標準額の合計) × (税率1.5%)
- 電気料、水道料、ガソリン代、灯油代、軽油代などの動力光熱費は、直接農業に使用した分のみ経費に計上できます。計算は、支払額を使用割合で按分します。時期によって使用状況が異なる場合は、月ごとに実態に合った合理的な使用割合で算出してください。使用割合がわからない経費は計上できません。
- 営農組合構成員の方は、「営農組合損益分配表」等に記載の収入合計額と経費合計額を、そのまま「農業雑収入(営農組合分)」と「農業経費(営農組合分)」へ記載してください。
- 牛の販売のある方は、牛にかかった経費と牛以外(田畑等)の経費を分けて集計してください。牛と牛以外(田畑等)の両方で使用しているなどして、明確に分けられない場合は牛と牛以外(田畑等)の収入割合で按分して算出します。
- 経営所得安定対策交付金の取扱いについては、支払いの通知を受けた日の属する年分の農業の収入金額に算入します。※入金日での判断ではなく、通知日で年分を判断することになります  
 例1) 令和5年12月6日通知 ⇒ 令和5年12月12日口座へ入金 ⇒ 令和5年分収入  
 例2) 令和5年12月25日通知 ⇒ 令和6年1月10日口座へ入金 ⇒ 令和5年分収入  
 例3) 令和6年1月10日通知 ⇒ 令和6年1月18日口座へ入金 ⇒ 令和6年分収入
- 営農口座ですべての取引をしている方は、令和5年1月～令和5年12月の取引内容がわかるよう事前に記帳してから通帳を持参してください。農協から発行される営農口座取引明細書(ハガキ)だけでは詳細がわからない場合があるため、必ず令和5年中の取引内容が記帳されている、すべての通帳を持参してください。
- 「農業所得整理表」及び『収支内訳書』の用紙は、奥州市役所本庁、各総合支所、農協本店、各支店窓口(一部を除く)に備えてあります。